

公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和2年度

部局名：農政部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	審議会等事務	附属機関の委員が交代する際に、前任者の解嘱の手続きが行われずに後任者の委嘱が行われているものがある。	ご指摘につきましては、改めて課内での周知徹底を図りました。 また、ご指摘を受け、ただちに解嘱手続きを行いました。 今後は、再発防止と適正な事務処理に努めてまいります。
指摘事項	財務監査	久留米市農業振興地域整備計画における農用地区域指定（区域内・区域外）の証明手数料について、徴収されていないものがある。	今後は、事務処理を見直し、適正に手数料を徴収いたします。
意見	事務監査	市が事務局を担う任意団体の事務執行について令和元年12月に実態を調査したところ、農政部は該当する団体が12団体あり、市の全部局中で2番目に多かった。設立経過年数の平均は13年と長期化している。久留米市内には5つの単位農協（JA）があるが、市はそれぞれのJAに対応する形で5つの任意団体を組織し、事務局を担っている。団体数と市の事務量がその分増えている。市と任意団体の関わりについては、効率性や有効性の面から定期的に再評価を行われたい。	農政部では、農業分野におけるイベントの実施や、各種農業施策を推進するため、その目的に応じて市民や地域、関係団体を構成員とする任意団体を設置し、市が事務局を担っております。任意団体によっては、市内5つのJAに対応し地域ごとに組織されておりますが、これは、地域性を活かした農業施策の推進に必要であると考えております。 しかしながら、ご指摘のとおり、設立経過年数の長期化や事務量の増加につきましては認識しておりますので、組織の在り方については随時検証し、必要な見直しを図ってまいります。 また、JAの合併構想など農業団体の動向については、常に注視してまいりたいと考えております。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和2年度

部局名：高良内財産区

指摘事項等			措置状況等	
指摘事項	事務監査	文書管理事務	過去の監査において、財産区に係る事務専決規程について検討するよう指摘していたにもかかわらず、未だに検討が行われていない。	市の専決規程により執り行うことで整理しました。現在は市の専決規程に基づいて適正な事務執行に努めています。